

施設の使用方法

1 使用許可の申請

(1) ワイワイプラザ垂井(垂井地区まちづくりセンター)使用許可申請書を提出してください。
月初(1日~15日)に、翌々月使用分(新規月分)の受付を行います。
使用日時につきましては、第2希望まで記入可能とします。

(2) 当面のスケジュール

- ① 2月申込(2月1日~2月15日)
 - ・4月、5月使用分の受付を行います。
 - ・4月、5月使用分を調整の上、3月上旬を目途に結果を通知します。
- ② 4月申込(4月1日~4月15日)
 - ・6月使用分の受付を行います。
 - ・6月使用分を調整の上、4月末を目途に結果を通知します。

施設の使用方法

※ 調整後、空いている部屋があれば、随時受付します。

※ 2月申込(4月、5月使用分)の受付

垂井地区の方は垂井地区まちづくりセンターで、その他の方は垂井町教育委員会 生涯学習課 社会教育係で受付します。

※ 4月申込及びそれ以降の受付

「ワイワイプラザ垂井」の受付カウンターで対応します。垂井地区の方は垂井地区まちづくりセンターで、その他の方は指定管理者 Let'sたるいで受付します。

2 使用料

「ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例」の別表に定める使用料を、前納していただきます。ただし、中央公民館、垂井地区まちづくりセンター、勤労青少年ホームと同様に、使用料減免で使用することができます。

各部屋に設置してあります備品については、無料で使用することができます。

施設の使用方法

3 優先順位

町及び町の機関が主催又は共催して使用するとき、国及び地方公共団体が公益のために使用するとき、管理者が施設の設置目的を達成するための事業に使用するとき、町の助成金事業の活動をするときは、そちらを優先させていただきます。

4 定期使用

定期で使用を希望される場合は、希望日時を申請してください。希望日時が重複している場合は、使用調整を行います。

定期使用される方につきましても、自分たちの備品は、その都度お持ち帰りください。多くの皆様に施設を使っていただくためにも、ご理解をお願いいたします。

施設の使用方法

5 予約のキャンセル

原則として、使用予定日の1週間前までに、キャンセルの連絡をしてください。キャンセルの連絡をせずに使用されませんと、その時間帯について、他の利用者の方がご使用できなくなります。限られた施設を、皆様で有効に使っていただくためにも、ご理解をお願いいたします。

6 内覧会

3月27日（水）午後1時から、内覧会の開催を予定しています。是非、お越しください。

7 駐車場の施錠

夜間及び休館日は、施設東側の駐車場出入口を施錠します。

FAQ (よくあるご質問)

1 「ワイワイプラザ垂井」の貸室の概要を教えてください。

旧庁舎跡地に建設する施設として、中央公民館、勤労青少年ホーム、垂井地区まちづくりセンターの機能を集約する中で、住民機能、行政機能、貸室機能を有します。「誰もが楽しく・安全に集える垂井のにぎわい拠点づくり」を理念に、幅広い町民の皆様が気軽に使用でき、日常的に、またイベントや避難所など、多種多様な利用ができる新たなにぎわい拠点としました。貸室としては、「ワイワイホール」、「音楽スタジオ」、「調理室」、「小会議室1~5」、「和室1~3」があります。

貸室名	面積 (㎡)	収容人員 (人)
ワイワイホール	309	100
音楽スタジオ	48	19
調理室 (準備室含む。)	79	24
小会議室1	49	30
小会議室2	50	30
小会議室3~5	各42	各30
和室1~3	各21	各10

FAQ (よくあるご質問)

2 使用料について教えてください。

貸室の使用料は、以下の表のとおりで、前納していただきます。

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
ワイワイホール	3,300円	3,300円	5,500円	12,100円
音楽スタジオ	550円	1,100円	1,650円	3,300円
調理室	550円	1,100円	1,650円	3,300円
小会議室1~5 (1室につき)	550円	1,100円	1,650円	3,300円
和室1~3 (1室につき)	550円	1,100円	1,650円	3,300円

ただし、中央公民館、垂井地区まちづくりセンター、勤労青少年ホームと同様に、使用料減免で使用することができます。

なお、各室に設置されています備品の使用料については無料とします。

FAQ(よくあるご質問)

3 申込受付場所について教えてください。

・3月までの受付

垂井地区の方は垂井地区まちづくりセンターで、その他の方は垂井町教育委員会 生涯学習課社会教育係で対応します。

・4月以降の受付

「ワイワイプラザ垂井」の受付カウンターで対応します。

垂井地区の方・・・垂井地区まちづくりセンター

垂井地区以外の方・・・Let'sたるい

4 新規に使用を申し込む時の、団体登録について教えてください。

「ワイワイプラザ垂井団体登録申請書」をご提出ください。提出先は、3月までは垂井町教育委員会生涯学習課 社会教育係、4月以降は「ワイワイプラザ垂井」の受付カウンターになります。

なお、既存登録団体について、個別の変更登録は不要です。

FAQ(よくあるご質問)

5 既存利用者に対する注意事項を教えてください。

※垂井地区まちづくりセンターの場合

(1) 2月申込 現状の施設において、2～5月使用の4か月分が申込可能です。(実質、新規申込となるのは4・5月使用分です。4・5月使用分申込についてのみ、第2希望まで記入可能です。) 2月15日までに申し込まれた4・5月使用分の結果は、調整の上、3月上旬を目途に結果を通知します。

3月申込 3月は新規月分の申込は受け付けません。

4月申込 4～6月使用の3か月分が申込可能です。(実質、新規申込となるのは6月使用分です。6月使用分申込についてのみ、第2希望まで記入可能です。) 4月15日までに申し込まれた6月使用分の結果は、調整の上、4月末を目途に結果を通知します。

5月申込以降 月初に、当月を含む3か月間の使用申込が可能です。(翌々月使用分申込についてのみ、第2希望まで記入可能です。)

翌々月使用分についてのみ、15日(休館日は翌日)までの受付分を調整の上、月末を目途に結果を通知します。

FAQ (よくあるご質問)

※垂井地区まちづくりセンターの場合

施設区分	使用月	受付期間	調整の有無	注意事項
現在の垂井地区まちづくりセンター	3月分	1月5日～3月受付中	無	3月28日から31日までは引越作業のため、使用できません。
ワイワイプラザ垂井	4月分	2月1日～15日	有	調整後、3月上旬を目途に結果を通知します。
	5月分	2月1日～15日	有	調整後、3月上旬を目途に結果を通知します。 ※5月分の受付期間は、3月1日から15日までではありませんので、ご注意願います。
	6月分	4月1日～15日	有	調整後、4月末を目途に結果を通知します。
	7月分	5月1日～15日	有	調整後、5月末を目途に結果を通知します。

※調整後、空いている部屋があれば、随時受付します。

(2) 移転に伴い、登録済団体から「ワイワイプラザ垂井」への団体登録変更の提出は必要ありません。

FAQ (よくあるご質問)

6 3月までの使用に関する注意事項について教えてください。

(1) 現在、使用している施設内にある団体の所有物については、3月末までに、各自責任を持って、撤去をお願いします。「ワイワイプラザ垂井」は複合施設であり、多様な方が使用されます。基本的には、団体の所有物は保管できません。

(2) 移転前の「ワイワイプラザ垂井」駐車場は、ご使用できません。

「ワイワイプラザ垂井」について、さらに知りたい場合は・・・

お気軽にお問い合わせください。

- ・「ワイワイプラザ垂井」の使用に関すること  垂井町教育委員会 生涯学習課 社会教育係
☎ 22-1154
- ・垂井地区まちづくりセンターに関すること  垂井地区まちづくりセンター
☎ 23-1409
- ・指定管理者・指定管理業務に関すること  NPO法人 Let'sたるい
☎ 22-0139

もしくは、町ホームページをご覧ください。 <https://www.town.tarui.lg.jp/site/kyuucyousya/>
(なお、施設使用開始に合わせて、ワイワイプラザ垂井専用ホームページを開設予定です。)